

使用料・手数料の適正化に関する基本方針（素案）

高砂市

| 制定／見直し／改定の履歴表 |              |                          |
|---------------|--------------|--------------------------|
| 制定・改定の別       | 時期           | 改定等の概要                   |
| 制定            | 令和８(2026)年〇月 | 高砂市使用料・手数料の適正化に関する基本方針制定 |

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 策定の趣旨                         | 1  |
| 1. 使用料・手数料の適正化に関する基本的な考え方     | 1  |
| (1) 利用者と非利用者の負担の公平性（受益者負担の原則） |    |
| (2) 算定方法の明確化                  |    |
| (3) 定期的・継続的な見直し               |    |
| (4) サービスに対する市民満足度等の向上         |    |
| 2. 使用料の適正化について                | 2  |
| (1) 適正化の対象となる使用料              |    |
| (2) 使用料の算定方式                  |    |
| (3) 原価の算定                     |    |
| (4) 性質別分類と受益者負担割合             |    |
| (5) 利用形態別の使用料の算定方法            |    |
| (6) 設備等の使用料設定                 |    |
| 3. 手数料の適正化について                | 7  |
| (1) 適正化の対象となる手数料              |    |
| (2) 手数料の算定方式                  |    |
| (3) 原価の算定                     |    |
| (4) 性質別分類と受益者負担割合             |    |
| (5) 1件あたりの手数料の算定方法            |    |
| 4. 使用料等の調整について                | 8  |
| (1) 類似施設の使用料の調整               |    |
| (2) 近隣自治体及び市場価格との均衡           |    |
| (3) 指定管理者との調整                 |    |
| (4) その他個別事由による調整              |    |
| 5. 考慮すべきその他の事項                | 9  |
| (1) 急激な負担増への配慮                |    |
| (2) 使用料等の減免措置                 |    |
| (3) 営利目的利用者の取扱い               |    |
| (4) 市外利用者の取扱い                 |    |
| (5) 複数年の許可の取扱い                |    |
| (6) 無料施設の有料化の検討               |    |
| (7) 利用促進目的の使用料等の調整            |    |
| 6. 市民等への周知について                | 10 |
| 7. 庶務について                     | 11 |

## 策定の趣旨

公共施設の使用料や各種証明の発行等の手数料は、特定の行政サービスの利用者（受益者）が、そのサービスにかかった経費を負担するものであり、受益者負担の原則の観点から、利用者と非利用者との間に不均衡が生じることがないように、利用者への適正な負担を確保する必要があります。

しかし、本市はこれまで使用料や手数料の適正化に関する統一的な基準がなく、定期的に見直しを行う仕組みが構築されていなかったこともあり、一部を除き、物価や人件費高騰等の社会経済情勢が変化する中においても、料金を据え置いてきました。

そこで、本市はこのたび「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」を策定し、今後の特定の行政サービスに係る使用料及び手数料に、統一的な基準に基づく算定根拠を明らかにした上で、近年の物価や人件費高騰等の社会経済情勢の影響を反映しながら、適正な使用料・手数料の設定を行い、定期的な見直しにより、市民や利用者に対する説明責任を果たし、行政サービスの利用者と非利用者との公平性の確保を図る仕組みを構築します。

### 1. 使用料・手数料の適正化に関する基本的な考え方

#### （１）利用者と非利用者の負担の公平性（受益者負担の原則）

使用料は、公共施設の利用者にその利用の対価として負担いただくものであり、手数料は、各種証明や許認可など特定の者に提供する行政サービスに対し、利用者からその行政サービスに必要な経費として負担いただくものです。

受益者（利用者）の立場に立った場合、その使用料・手数料（以下「使用料等」という。）は安価であることが望まれますが、受益者の負担で賄えない経費は、公費（税金）で賄われることとなり、市民全体の負担となります。

また、物価や人件費高騰等の社会経済情勢の影響で行政サービスの経費も上昇しているため、使用料等の定期的な見直しを行うことで、その時期の適正な使用料等について市民や利用者への説明責任を果たすことも必要となっています。そこで、行政サービスの利用者と非利用者との負担の公平性を確保するため、受益者に応分の負担を求める受益者負担の原則と定期的な見直しによる使用料等の適正化を踏まえた考え方を基本とします。

#### （２）算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に応分の負担を求めるためには、市民にその理解を得るために透明性と公平性を確保する必要があります。そこで、施設利用や役務の提供に係る原価（コスト）を明らかにし、原価と受益者負担に基づく統一的な算定の考え方を示します。

### (3) 定期的・継続的な見直し

市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されることから、定期的・継続的に使用料等の妥当性を確認し、見直しを検討する必要があります。

そこで、使用料等の妥当性の確認を原則として5年毎に実施することとします。ただし、法令改正等により見直しの必要が生じた場合は、この限りではありません。

なお、見直しの判断基準として、現行の料金と本基本方針により算出した料金を比較し、目安として概ね±10%を超える乖離が生じている場合に見直しを検討することとします。

### (4) サービスに対する市民満足度等の向上

使用料等については、受益者負担を原則とするため、市は施設の維持管理等や行政サービスの提供に要する経費の適正化や市民の満足度の向上に努めなければなりません。その上で、利用者（受益者）から応分の費用を負担いただくことにより、継続的に行政サービスの質が維持されることから、市は公費負担と受益者負担の均衡を図る必要があります。

## 2. 使用料の適正化について

### (1) 適正化の対象となる使用料

公共施設の利用に対し、地方自治法第225条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例によって定められている料金とします。

なお、対象とする会計は一般会計とし、公営企業又は特別会計における使用料の改定は、独立採算の原則に基づき、各事業の特性を踏まえて判断するため、対象外とします。ただし、一般会計においても以下については対象外とします。

○使用料のうち別の法令に並びに県条例及び別の基準に基づき定められているもの、又は本算定方式による算定等が適切でないもの

(例) 市営住宅、保育料、図書館等

○土地や建物の貸付料としての性格が強く、原価となる人件費や物件費が算定できないもの

(例) 道路占用料、行政財産目的外使用料等

地方自治法（抜粋）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

## (2) 使用料の算定方式

使用料は、「原価」と「受益者負担割合」に基づく算定方式とします。

また、原則として 10 円単位となるよう端数処理（切り上げ）を行うこととします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

## (3) 原価の算定

原価に算入する経費は、行政サービスの提供や経常的な維持管理・運営に要する「人件費」と「物件費」とします。ただし、土地や建物の取得に係る経費及び施設の建設費や減価償却費については、公共施設の設置目的等を勘案し、公費で負担すべき費用として原価に算入しないこととします。

原価は、原則として前年度決算額を用います。ただし、過去 2 年の実績と大きく乖離するときは、直近 3 年間の決算額を考慮して算定するものとします。なお、算定の基礎資料として毎年公表している公共施設の施設別カルテ（※）の数値も用います。

（※）公共施設の施設別カルテとは、施設ごとの基本情報、利用状況、維持管理費などのコストの状況をシートにまとめているもので、毎年市ホームページでも公表している資料です。

行政サービスの提供によって生じた経費にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、最終消費者が負担する必要があるため、使用料等に反映されない場合、消費税等を公費（税金）で負担することになるため、原価算定を税込みで行うことにより、経費の消費税等を使用料等に適正に転嫁することとします。

$$\text{原価} = \text{人件費} + \text{物件費}$$

①人件費：施設の維持管理等や行政サービスの提供に、直接従事する職員に要する経費

②物件費：施設の維持管理等や行政サービスの提供に要する経費

### ○原価の内訳

|        |                          |                      |                                                                                       |
|--------|--------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 原<br>価 | ①<br>人件費<br>(直接的<br>人件費) | 正規職員                 | 給与（児童手当、共済費等含む）<br>一般会計の全一般職員の平均人件費から算出することとし、その業務に携わる職員数とその業務に係る業務割合を加味した数値を用いて算定する。 |
|        |                          | 会計年度任用職員<br>(フルタイム)  | 給与（給料、期末手当、通勤手当、社会保険料等）<br>その業務に携わる職員数とその業務に係る業務割合を加味した数値を用いて算定する。                    |
|        |                          | 会計年度任用職員<br>(パートタイム) | 給与（報酬、期末手当、通勤手当、社会保険料等）<br>その業務に携わる職員数とその業務に係る業務割合を加味した数値を用いて算定する。                    |
|        | ②<br>物件費                 | 需用費                  | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等                                                                  |
|        |                          | 役務費                  | 通信運搬費、保険料、手数料等                                                                        |
|        |                          | 委託費                  | 施設の維持管理に係る委託料等                                                                        |
|        |                          | 使用料及び賃借料             | 機器の使用料やリース料等                                                                          |
|        |                          | 備品購入費                | 50 万円未満の備品購入費                                                                         |
|        |                          | その他                  | その他受益者が負担すべきと考えられる経費（工事請負費のうち施設や設備の機能維持に係る経費等）                                        |

#### (4) 性質別分類と受益者負担割合

公共施設は、道路、公園等の市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、体育施設等のように自ら求める目的のため施設利用する市民（以下「特定の市民」という。）が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは難しいことから、施設を性質別に分類し、その分類ごとに「公費（税金）負担」と「受益者（利用者）負担」の割合を設定します。

##### ①施設分類の考え方

施設で提供しているサービスの内容に応じて、次の2つの基準を組み合わせることで施設を4つの区分に分類します。

##### 【施設が必需的なものか、選択的なものか】

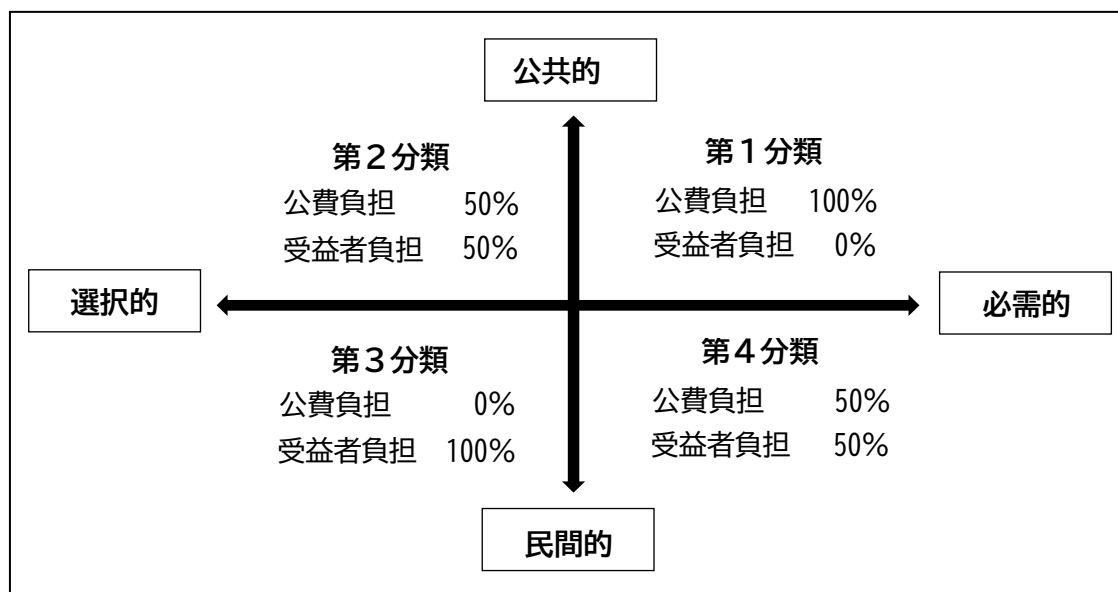
| 分類    | 選択的施設                                 | 必需的施設                                   |
|-------|---------------------------------------|-----------------------------------------|
| 内容    | 個人の価値観や嗜好の違いにより必要性が異なり、特定の市民に利益を供する施設 | 市民生活に欠かせないもの、又はほとんどの市民が必要とするサービスを提供する施設 |
| 受益者負担 | <div>大 ←————→ 小</div>                 |                                         |

##### 【施設に市場代替性があるものか】

| 分類          | 内容                              | 受益者負担                                   |
|-------------|---------------------------------|-----------------------------------------|
| 公共的（非市場的）施設 | 民間では提供されにくく、主として行政が提供する公共性が高い施設 | <div>小</div> <div>↑↓</div> <div>大</div> |
| 民間的（市場的）施設  | 民間による提供が可能な施設、又は行政と民間とが競合する施設   |                                         |

## ② 公費負担と受益者負担の割合

性質別分類における公費と受益者の負担割合は、次のとおりとします。



※公費負担と受益者負担の割合については、施設分類を複雑にしないため、原則として0%、50%、100%の3種類とします。ただし、施設のサービスの性質や民間との競合の状況を考慮して、別に負担の割合を設定することができるものとします。

※公共関与の必要性や収益性は、複数の性質を持つ施設であっても、施設の会議室、ホール、運動場といった部分ごとに判断するものではなく、施設全体の性質、法令や条例に規定された公共施設の設置目的に沿って判断することを基本としますが、それにより難しい場合は、個別に判断することも可能とします。

## ③ 施設の性質別分類

ア 基本的にコストは公費で負担とするもの【公費負担 100%、受益者負担 0%】

○ 第1分類＜必需的・公共的施設＞

（例）道路、公園、図書館、義務教育施設（目的外使用除く）等

イ 公費と受益者の負担を半々とするもの【公費負担 50%、受益者負担 50%】

○ 第2分類＜選択的・公共的施設＞

（例）地域交流センター、ユース交流センター、隣保館、教育センター等

○ 第4分類＜必需的・民間的施設＞【公費負担 50%、受益者負担 50%】

（例）斎場 等

ウ 基本的にコストは受益者が負担とするもの【公費負担 0%、受益者負担 100%】

○ 第3分類＜選択的・民間的施設＞

（例）体育施設、文化施設、公園墓地、キャンプ場、駐車場（公共施設附属は除く）等

## (5) 利用形態別の使用料の算定方法

使用料の算定は、算定基礎となる原価の明確化、受益者負担割合の設定等の考え方に基づき、利用形態別に分類して算定を行います。

### ① 一定区画を占有して利用する場合の算定（会議室やホール等）

|   |                                         |
|---|-----------------------------------------|
| ア | 1㎡・1時間あたりの単価                            |
|   | 施設全体の原価 ÷ 貸出対象総面積 ÷ 年間貸出可能時間(※)         |
| イ | 使用料                                     |
|   | 1㎡・1時間あたりの単価(ア) × 使用面積 × 使用時間 × 受益者負担割合 |

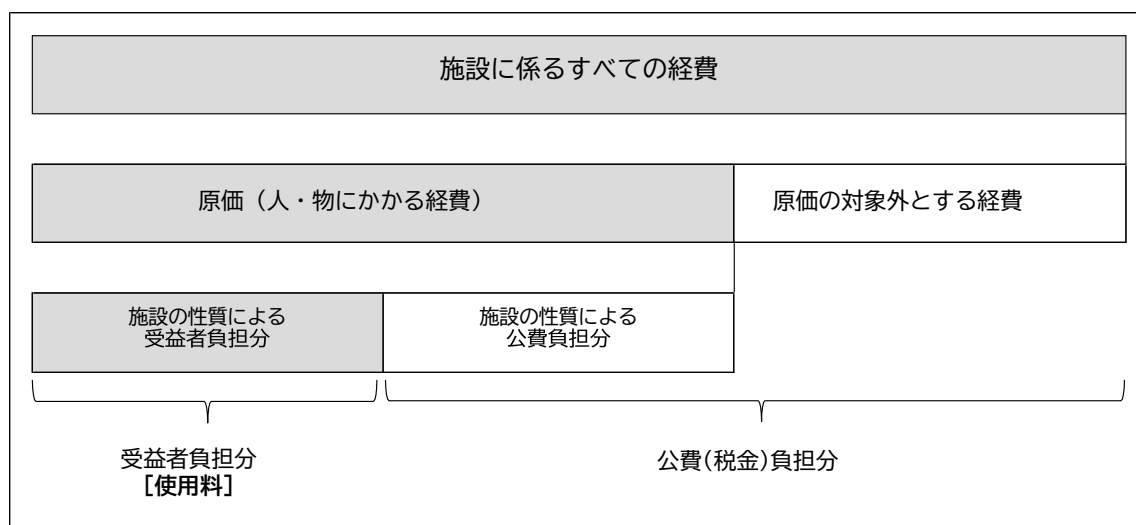
(※)年間貸出可能時間：過去の使用実績を基に設定した使用予定時間

### ② 個人利用の場合の算定（体育施設等）

$$1人あたりの使用料 = \text{施設全体の原価} \div \text{年間利用者数} \times \text{受益者負担割合}$$

なお、上記の方法による算定が適当でないものがある場合は、適切な方法により使用料算定を行います。

#### 【算定方法のイメージ】



## (6) 設備等の使用料設定

空調設備、音響設備、舞台装置、照明設備、物品など施設に附属する設備や備品は、利用者によって使用する場合と使用しない場合があります。これら附属設備及び貸出備品の使用料は、統一的な基準による料金算定が困難なため、施設を所管する部署において適切な料金を設定することとします。

### 3. 手数料の適正化について

#### (1) 適正化の対象となる手数料

市の事務で特定の者のために行う役務の提供に対し、地方自治法第227条の規定に基づき、その事務に要する費用として徴収するもので、条例によって定められている手数料とします。

なお、対象とする会計は一般会計とし、公営企業又は特別会計における手数料の改定は、独立採算の原則に基づき、各事業の特性を踏まえて判断するため、対象外とします。ただし、一般会計においても以下については対象外とします。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が定められているもの

(例) 戸籍事務手数料等

○別の法令ならびに県条例及び別の基準に基づき定められているもの、又は本算定方式による算定等が適切ではないもの

(例) 加古川市・稲美町・播磨町と高砂市との間におけるごみの処理に関する事務の事務委託に関する規約に規定する手数料等

地方自治法（抜粋）

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

#### (2) 手数料の算定方式

手数料は、「原価」と「受益者負担割合」に基づく算定方式とします。

また、原則として10円単位となるよう端数処理（切り上げ）を行うこととします。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合 (100\%)}$$

#### (3) 原価の算定

使用料原価と同様に行政サービス提供に要する経費の積み上げにより原価を算入します。

$$\text{原価} = \text{人件費} + \text{物件費}$$

#### (4) 性質別分類と受益者負担割合

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、受益者負担割合は 100%とします。

#### (5) 1 件あたりの手数料の算定方法

① 1 件あたりの人件費 = 1 分あたりの人件費 × 1 件あたりの処理時間（分）

※ 1 件あたりの処理時間は標準処理時間とし、できる限り平均的に当該処理にかかる時間のみを算入します。

② 1 件あたりの物件費 = 物件費 × 物件費投入割合 ÷ 年間の処理件数

※ 物件費投入割合は、消耗品や事務機器使用料等で、複数の事務に係る費用のうち、当該事務に直接要した部分の割合とし、処理時間や処理件数の按分等により算出します。

※ 電算に係る費用については、行政が本来行うべき業務（住民情報等を保管するシステムの管理・運用）と、個人利用のために本来業務から派生した業務（証明書発行用端末機等の管理・運用）とを区別し、後者にかかる費用をコストとして算入します。

③ 1 件あたりの手数料 = ( ① + ② ) × 受益者負担割合

### 4. 使用料等の調整について

#### (1) 類似施設の使用料の調整

目的・性質・規模を同じとする類似施設は、施設により使用料に大きな格差が生じないよう比較検討を行った上で使用料を設定します。ただし、新しい施設や機能面、利便性等で類似施設と明確な差がある場合は、料金格差を付けて使用料を設定できることとします。

#### (2) 近隣自治体及び市場価格との均衡

近隣自治体や民間施設と比較して金額に大きな格差が生じるような場合は、比較検討を行った上で使用料等を設定します。

#### (3) 指定管理者との調整

利用料金制を導入し、指定管理者により管理運営を実施している施設についても、本方針に基づき利用料金の見直しを実施することとし、条例で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとします。（利用料金の改定は 6 か月前までに市へ申請する必要があります。ただし、指定開始初年度はこの限りではありません。）

なお、指定期間の途中であっても原則として見直しを実施し、見直しに伴う利用料金収入の増減収分及び指定管理料の算定については、指定管理者と協議の上定めることとします。近隣自治体や民間施設と比較して金額に大きな格差が生じるような場合は、必要な調整を行うこととします。

#### (4) その他個別事由による調整

使用料や手数料事務の特性及び現状を踏まえ、必要に応じ、時間帯、曜日、年齢、用途等の区分を設けた個別の調整を行うことができることとします。なお、区分を設ける場合は、わかりやすく、また、利用者が利用しやすい区分にするなどの配慮を行うこととします。

### 5. 考慮すべきその他の事項

#### (1) 急激な負担増への配慮

適正化の算定の結果、使用料等の大幅な改定が必要となる場合は、利用者の急激な負担増に配慮し、段階的に見直す等の激変緩和措置を取ることができるものとします。

#### (2) 使用料等の減免措置

使用料等は、利用者と利用しない者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の使用料等を支払うことを原則としながらも、地域や団体活動の支援・活動促進、あるいは支援を要する方々等への配慮といった政策的な視点から、特例的に減免（減額・免除）措置が設けられ、これまで施設利用率の向上と併せて一定の成果を納めています。

しかしながら、減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、受益と負担の適正化に反することとなります。したがって、減免措置を設ける場合は、負担の公平性、施設の設置目的やその特性等を十分に考慮し、取扱いの適正化を図ることとします。

（例）施設の目的外使用における減免措置の適正化等

#### (3) 営利目的利用者の取扱い

公共施設を営利・営業・宣伝を目的として利用する場合、使用料に割増料金を設定できることとします。ただし、割増料金は、施設の設置目的や性質等のほか、利用状況、稼働率などを考慮した上で設定することとします。（※割増料金については、条例で規定する必要があります。）

#### (4) 市外利用者の取扱い

公共施設の建設に係る経費は、市の負担であり、公平性・公正性を確保する観点からも、市外利用者が公共施設を利用した場合の使用料について、割増料金を設定できることとします。

ただし、割増料金は、施設の設置目的や性質等のほか、利用状況、稼働率などを考慮した上で設定することとします。（※割増し料金については、条例で規定する必要があります。）

#### (5) 複数年の許可の取扱い

行政財産目的外使用料など、複数年の許可により使用料を設定している場合、次期許可時において使用料を見直すこととします。

#### (6) 無料施設の有料化の検討

使用料を無料としている施設について、受益者負担の原則により有料化の検討を行うため、原価や受益者負担割合を算出することとします。（※法令等（市の条例、規則等を除く。）により、使用料を徴収できないものを除く。）

使用料の無料を継続する場合は、無料とする合理的な理由の整理や光熱水費等の実費徴収の実施を検討するなど、公平性の確保に努めるとともに、自主財源の確保策を検討することとします。

なお、無料の施設を有料にする場合は、類似施設の使用料を考慮した上で設定することとします。

#### (7) 利用促進目的の使用料等の調整

行政サービスの利用促進や利便性向上等、行政目的の達成に向けて政策的な視点で使用料等を調整する場合は、当該目的を達成するために必要と考えられる期間や水準を十分に勘案して設定するものとします。

### 6. 市民等への周知について

使用料等の改定の市民等への周知にあたっては、十分な期間を設け、広報・ホームページ等可能な限りの媒体を用いて周知を図り、円滑な使用料等の改定となるよう努めることとします。

## 7. 庶務について

本基本方針の策定に関する高砂市使用料及び手数料の適正化に関する検討委員会及び策定後の使用料及び手数料の適正化に関する庶務は、政策部企画課において処理します。